

# 院内感染防止対策 に関する取組事項

- 1) 感染管理室に、専従の感染対策管理者を配置しています。
- 2) 感染対策に関する専門的な知識を持った医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師を中心とした感染対策チーム (ICT) を組織し、以下を実施しています。
  - ①週1回各部署を巡回して、感染対策の実施状況を確認しています。
  - ②院内感染症の発生状況を調査し、現場への指導を行って感染拡大を予防しています。
  - ③抗菌薬の適正使用に関する取り組みを行って、薬剤が効きにくい細菌 (薬剤耐性菌) の発生を予防しています。
- 3) 年2回、全職員対象の院内感染対策研修を開催し、自己研鑽に努めています。
- 4) 感染防止対策に関する最新の知見に基づいた手順書を作成し、全職員が遵守できるように心がけています。
- 5) 地域の医療機関から感染対策に関する相談を受け、また合同の検討会を開催するなど、地域ぐるみの感染対策の向上に貢献しています。
- 6) 感染症が流行する時期は、患者さんや面会者に対してポスター等の掲示物で情報提供を行います。あわせて感染防止の意義、手洗い、マスク着用などについて、ご理解とご協力をお願いします。

